

「持続可能な未来都市 高岡」の実現を目指して

高岡市行財政改革推進プラン

～高岡再始動計画～

令和5年3月

高岡市

目 次

○ はじめに	1
○ 基本的な考え方	3
(1) 策定の理念	
(2) 取組みの視点	
(3) プランの期間	
(4) 数値目標の設定	
(5) 推進体制及び進行管理	
○ 数値目標	4
(1) 高岡市財政状況の推移	
(2) 数値目標設定の考え方	
○ 行財政改革の取り組み	
1 効率的で質の高い行政サービスの提供	7
(1) 効率的な行政サービスの提供	
(2) 時代に対応した組織体制の構築	
(3) 新たな行政課題に対応できる人材の育成・活用	
2 市有財産の最適化と施設マネジメントの推進	9
(1) 施設総量の適正化	
(2) 長寿命化の推進	
(3) 施設の有効活用	
3 市民の新たな挑戦と市民生活の安定を支える財政運営	11
(1) 弾力的で持続可能な財政構造の確立	
(2) 事業の選択と集中	
(3) 新たな歳入の確保、稼ぐ力の充実	
4 多様な主体との共創・連携による市民サービスの構築	14
(1) 市民が主役の地域づくり	
(2) パートナーシップによる課題解決	
(3) 市民と一緒に考える高岡の未来	

○ はじめに

本市では、行財政運営の基本方針から具体的な取組事項を体系化し、一体的に取りまとめた「高岡市行財政改革推進方針（第2次行財政改革アクションプラン。以下、「アクションプラン」）に基づく行財政改革に努めてきた。

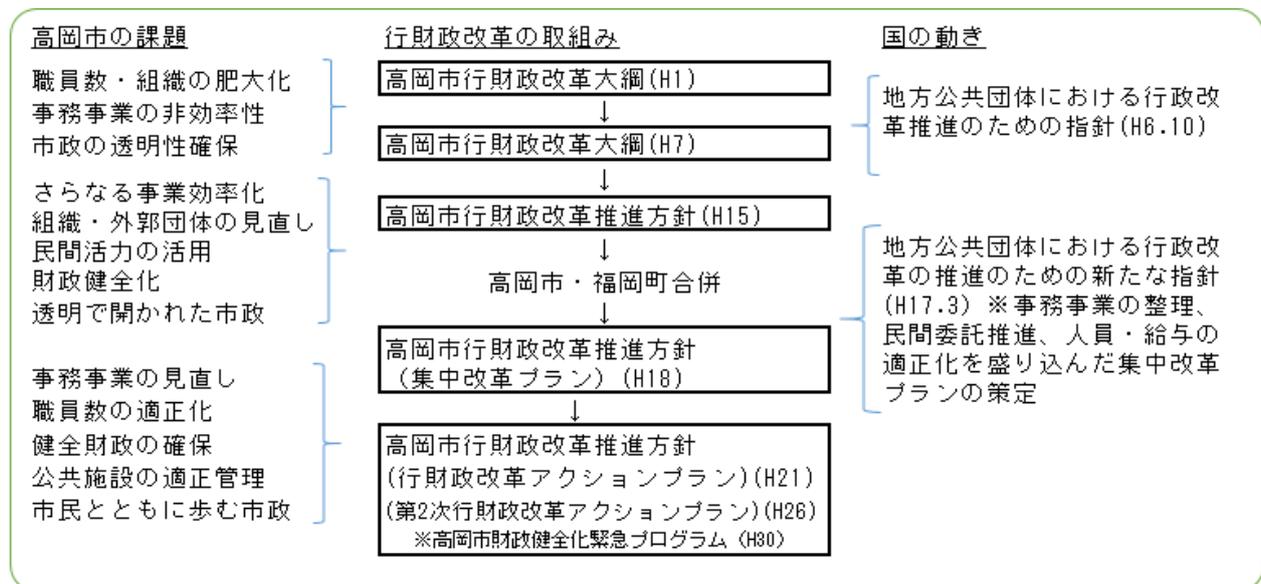
このような中、平成29年度には、高齢化の急速な進展に伴う扶助費の増、過去に実施した大型事業に伴う市債発行による公債費増等の影響による、構造的な歳出超過状態からの脱却を目標に、「財政健全化緊急プログラム」を策定し、行財政改革の推進に向けた取組みを集中的に実行することとした。

その結果、市債残高が着実に減少したほか、臨時的な財源対策によらず予算を編成できることとなり、今後の収支均衡した財政運営に一定の目途が立つこととなった。

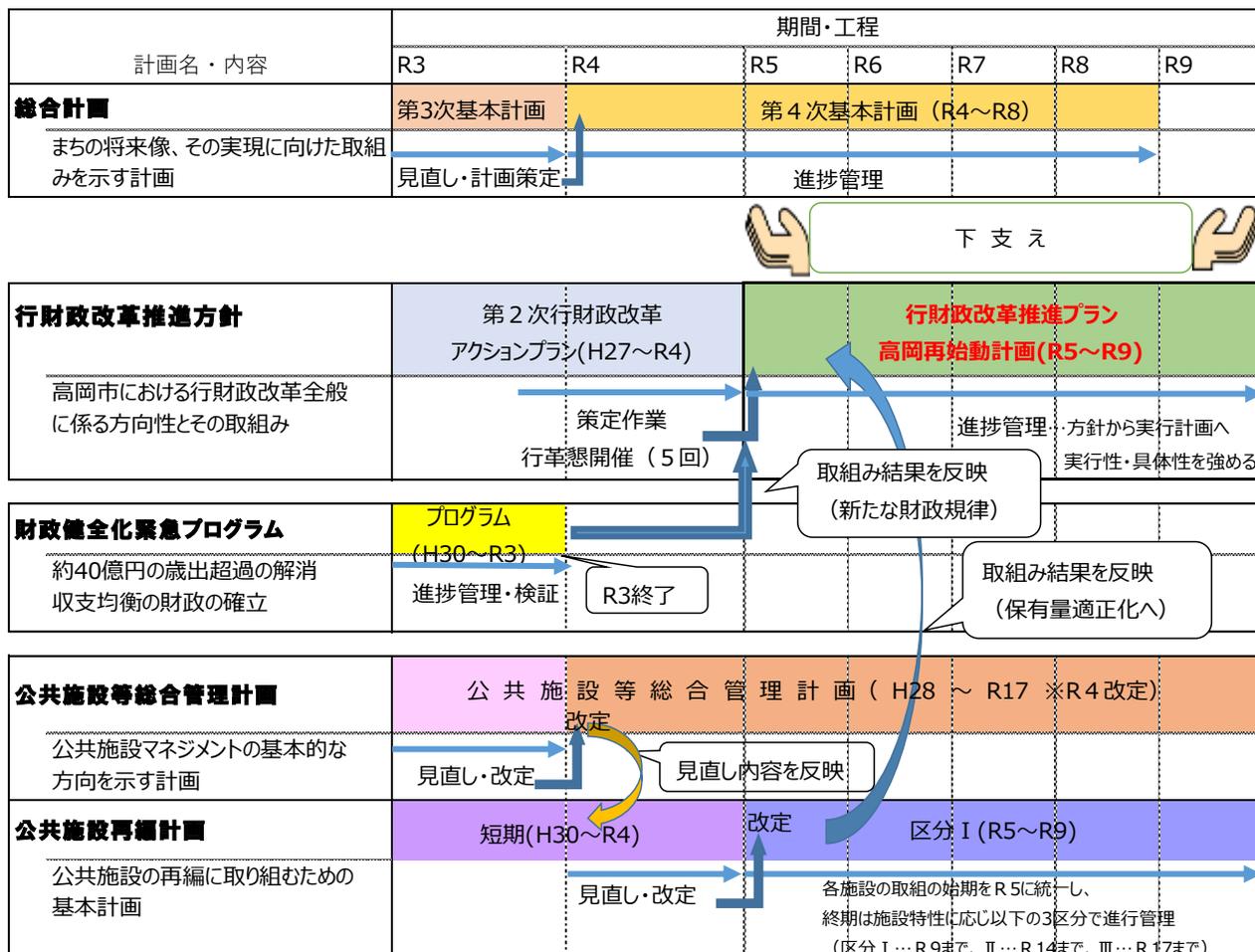
しかしながら、今後の将来的な見通しとして、全国の多くの自治体と同様、本市においても、労働人口の減少や高齢者人口の割合増加が進む中で、扶助費や公債費といった義務的経費の高止まりによる財政構造の硬直化、人的資源確保の困難化、公共施設・インフラの老朽化など、依然として多くの課題を抱えている。

こうした状況の中で、持続可能な行財政運営を実施していくためには、新たな時代の潮流を積極的に取り入れ、次の世代からも共感を得られるような変革に取り組む必要がある。このため、今般、公共施設再編計画といった関連計画とも方向性を同じくしながら、今後の行財政運営に向けての基本的な考え方や具体的な取組みを定める「高岡市行財政改革推進プラン」を策定することとした。本プランは、新しい時代を、市民と共に考え、動き、つくり出すという想いのもと、「高岡再始動計画」と位置づけ、よりよい市民サービスの提供のための行財政改革を念頭に置きつつ、プランに掲げる取組みを着実に実行する。

【これまでの高岡市行財政改革の取組み】



【プランの位置づけ】



【プラン策定までの流れ】

新しい時代に対応した簡素で効率的な行財政運営、健全な財政運営、市民に開かれた行政をより一層推進するため、学識経験者や市内各種団体の代表者等で構成される高岡市行財政改革市民懇話会（以下懇話会）にて、意見や提言を受けながら、計画を策定した。

令和3年12月 懇話会（計画の方向性について）

令和4年2月 懇話会（計画の体系について）

令和4年7月 懇話会（計画の取組項目について）

令和4年11月 懇話会（計画の数値目標、財政見通し、取組事項について）

令和4年12月～令和5年1月 パブリックコメント

令和5年2月 懇話会（プラン案について：名称「高岡市行財政改革推進プラン」）

令和5年3月 プラン策定

○ 基本的な考え方

(1) 策定の理念

市の未来を見据え、市民の新たな挑戦を支える態勢をつくるための行財政改革の実行
—持続可能な行政サービスの提供のための、量から質への転換、選択と集中、提供手法の見直し—

(2) 取組みの視点

総合計画第4次基本計画に掲げる施策の着実な実行を下支えし、社会情勢やテクノロジー
の変化に対応するため、次の4つの視点に基づき取組みを進める。

- ①DX[※]や官民連携の推進等による、効率的で質の高い行政サービスの提供
- ②人口減少、住民ニーズの変化などに応じた市有財産の最適化と施設マネジメントの推進
- ③未来に繋ぐ、市民の新たな挑戦と市民生活の安定を支える財政運営
- ④複雑・高度化する課題への対応に向けた、多様な主体との共創・連携による市民サービスの構築

※1 Digital Transformation（デジタル・トランスフォーメーション）の略で、デジタル技術
が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

(3) プランの期間

令和5年度から令和9年度まで（5ヵ年）

(4) 数値目標の設定

持続可能な行財政運営を目指し、新たな行政課題にも対応できる弾力性の高い財政構造の確
立に向け、具体的な数値目標を設定し、その達成に向け取組みを推進していく。

(5) 推進体制及び進行管理

- ・高岡市行財政改革推進本部（庁内組織）

行財政改革の進捗状況を点検するとともに、その効果の検証等を通じた進行管理を行い、
効率的な行財政運営に向けた取組みを推進する。

- ・高岡市行財政改革市民懇話会（第三者機関）

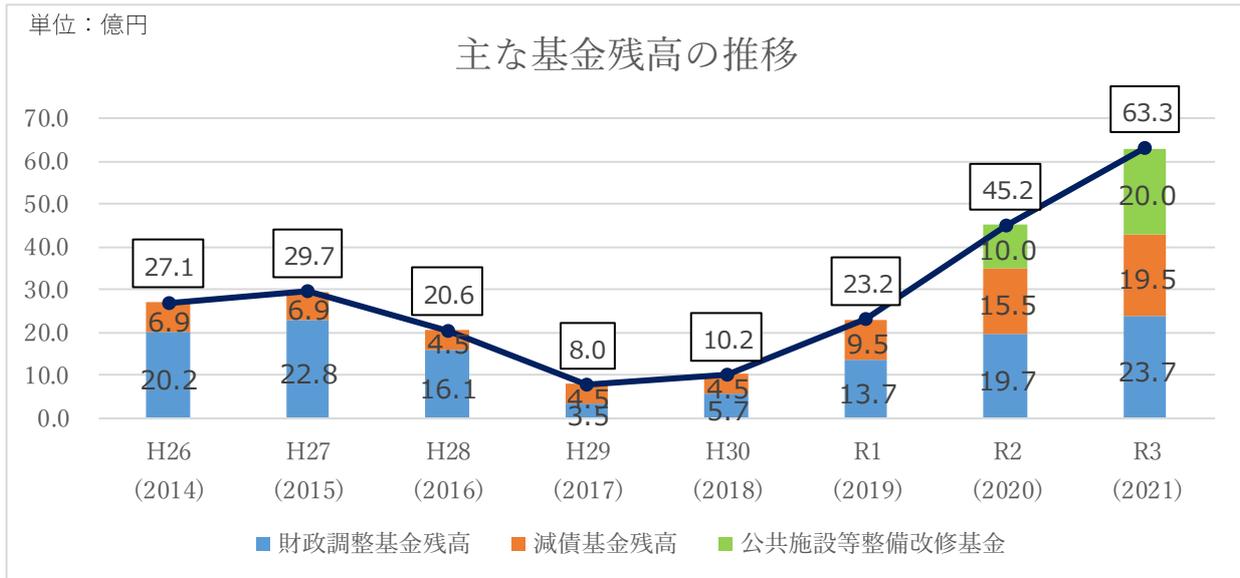
市民、民間の立場から、行財政改革に関する助言を行うとともに、行財政改革の進捗状
況等について報告を受け、意見を述べる。

○数値目標

(1) 高岡市財政状況の推移

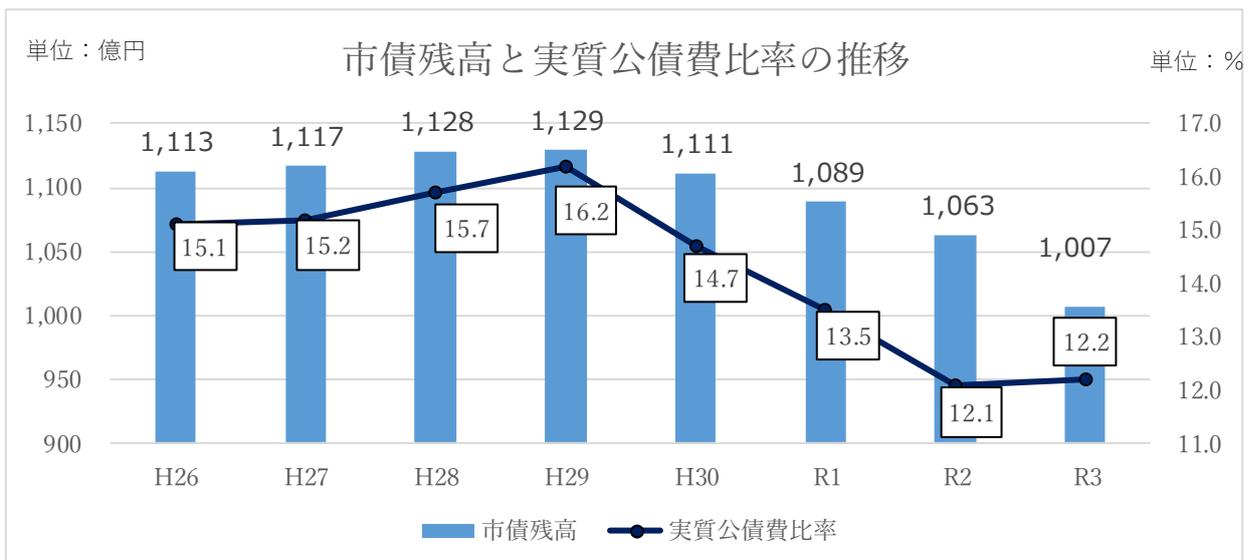
ア 基金の状況

- ・財政調整基金（年度間の財源の不均衡を補う積立金）は、平成 29 年度には 3 億円台にまで減少したものの、それ以降取り崩しはなく、20 億円台にまで回復している。
- ・市債の償還及び適正管理のための減債基金と併せ、令和 2 年度から公共施設等の計画的な整備、改修のための公共施設等整備改修基金を重点的に積み足している。



イ 市債残高と実質公債費比率^{※2}の推移

- ・市債残高については平成 25 年度に 1,000 億円、平成 26 年度に 1,100 億円を超えるなど、逡増傾向が続いていたが、平成 30 年度以降は市債発行抑制に努め、減少している。



(2) 数値目標設定の考え方

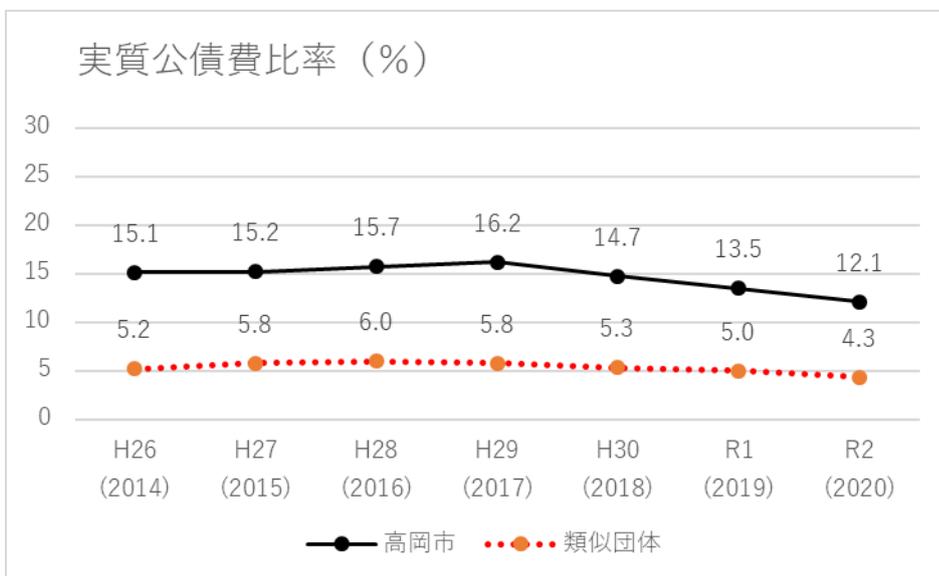
本プランでは、持続可能な行財政運営を目指し、新たな行政課題にも対応できる弾力性の高い財政構造の確立に向け、明確な数値目標を設定し、その達成のため、取組みを推進していくこととする。

ア 目標項目の設定

市の現況を踏まえたより実効性のある数値目標とするため、国が示す財政健全化の判断比率に関する指標のうち、①公債費の適正化の視点から「**実質公債費比率^{※2}**」、②中長期の資金収支の健全性の視点から「**将来負担比率^{※3}**」を数値目標とする。

また、公債費の適正化、将来負担の減には、市債残高を減少させることが重要であることから、③**市民一人当たりの市債残高**を数値目標の一つに加える。

【財政の健全化判断指標の推移(類似団体との比較)】



※2 実質公債費比率

地方公共団体において公債費が財政に及ぼす負担度合いを判断する指標。

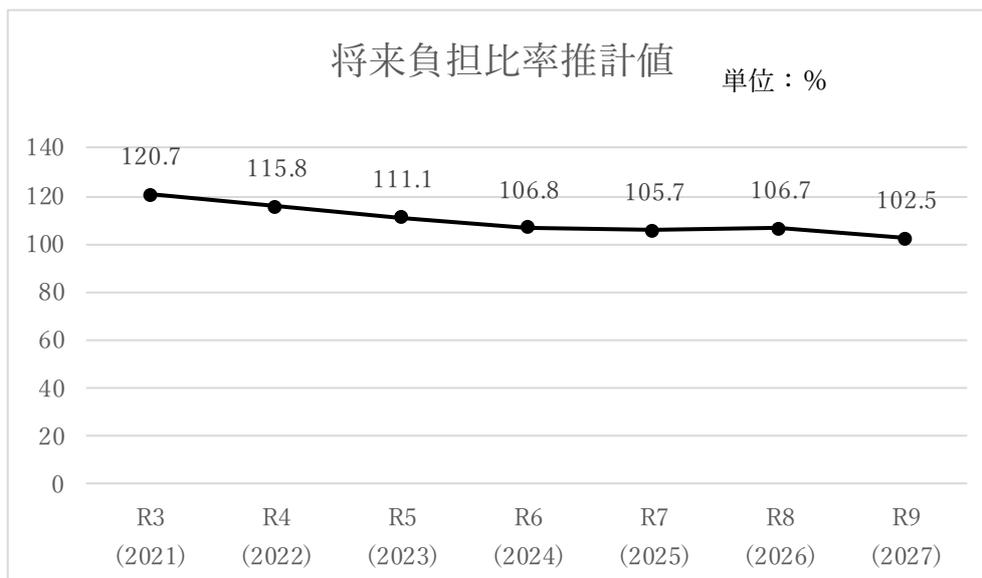
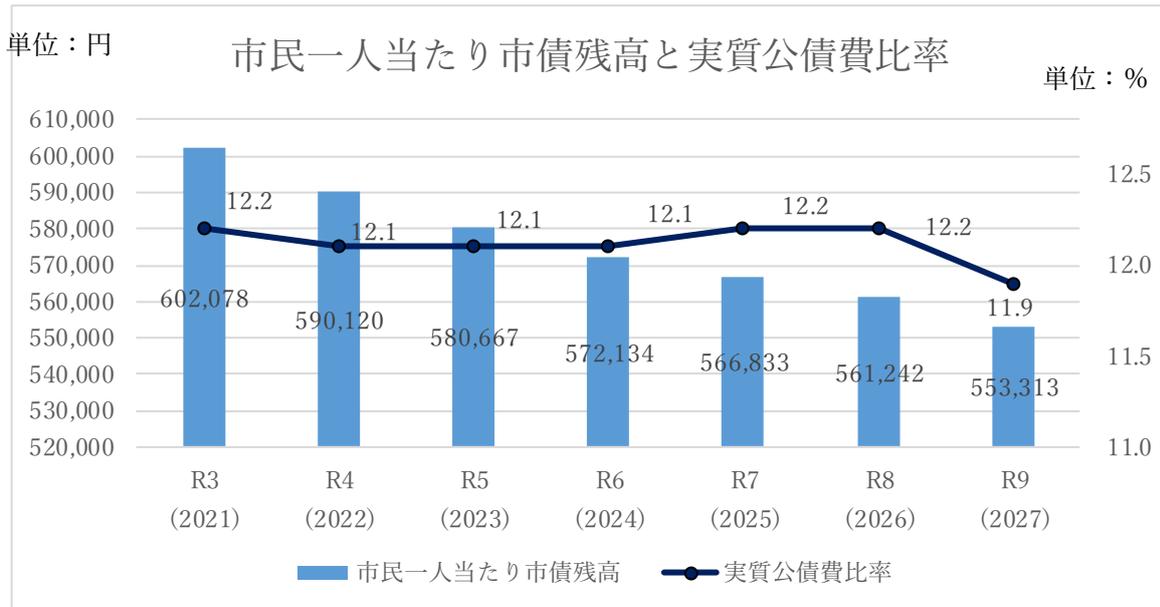
(18%以上で起債の発行に県の許可が必要となり、公債費負担適正化計画の策定が必要となる。)



※3 将来負担比率

地方債残高等、その地方公共団体が将来負担することになる可能性のあるものを指標化し、将来の財政負担の程度を示す指標。

【高岡市の財政指標のシミュレーション】（R4.10 時点）



イ 数値目標

上記シミュレーションの数値をベースに、本プランに掲げる取組みの推進により、さらに改善を図ることとし、つぎのとおり数値目標を設定する。

財政分析の観点	該当する指標	目標値(R9)	参考(現在値)
公債費負担の適正化	実質公債費比率	概ね 11.5%	(R3:12.2%)
中長期の資金収支の健全性	将来負担比率	概ね 99%以下	(R3:120.7%)
市民の負担	市民一人あたり市債残高	R3 比概ね▲10% (概ね 54 万円)	(R3:602,078 円)

○ 行財政改革の取り組み

1 効率的で質の高い行政サービスの提供

現況と課題

- ・ これまでも、その時々行政課題に対応できるよう組織体制の見直しを行いながら、事務事業の見直しや民間活力の活用、職員の育成、職員数の適正化などの取り組みにより、効率的かつ効果的な行政運営を推進してきた。
- ・ 今後、更なる人口減少などの社会情勢の変化や多様化・複雑化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応していくため、限られたリソースを最大限活用していく必要がある。

取組目標

- ・ 引き続き、事務事業の見直しや民間活力の活用、適正な定員管理を進めるとともに、DXの推進や多様な人材の活用などにより、新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織体制の構築を図る。
- ・ 常に市民目線を持ち、主体的に考え、自ら行動し、新たな行政課題に積極的に挑戦する意欲と能力を持った人材の育成・活用を進めることにより、組織力の強化を図る。

取組項目

(1) 効率的な行政サービスの提供

- ・ デジタル技術を通して、「時間」や「空間」といった物理的制約を超えた様々なサービスを提供し、市民の利便性、満足度の向上に努めるとともに、行政事務の効率化を進める。
- ・ 本市を含む広範な区域において、市民生活に必要とされる安全・安心に関わる事務等の効率的な処理や、戦略的な施策展開を図るため、近隣自治体との事業連携を進める。

取組事項	取組内容
スマート自治体 ^{※4} への 転換	・ 行政手続きのオンライン化等の推進 ・ 内部事務の効率化、データの有効活用
行政サービス提供環境の 充実	・ 行政サービス提供機能のあり方検討（デジタル時代の各種行政手続きのあり方検討） ・ 小中一貫教育の推進による教育環境の充実
広域行政圏の連携強化	・ とやま呉西圏域連携中枢都市圏 ^{※5} 事業の実施 ・ 上下水道事業の広域連携の推進（地域の実情を踏まえた、市町村の区域を超えた上下水道事業の基盤強化や効率化の検討）

※4 スマート自治体

AI・ロボティクス等の技術を活用し、自治体の事務処理を自動化したり、標準化された共通基盤を用いて効率的にサービスを提供したりする自治体のこと。

※5 とやま呉西圏域連携中枢都市圏

総務省の「連携中枢都市圏構想」に基づき、富山県西部6市（高岡市、射水市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市）で構成する「とやま呉西圏域」において、圏域ネットワークの一層の強化により、地域経済の活性化や交流人口の拡大、定住の促進を図り、圏域全体の経済成長や住民サービスの向上につなげる取り組みを実施する広域連携の枠組み。

(2) 時代に対応した行政組織の構築

- ・限られた人員体制の下で、多様化・複雑化する市民ニーズや新たな行政課題に的確かつ迅速に対応していけるよう、事務事業の見直しや民間活力の活用、多様な働き方の推進により必要な業務執行体制を確保するとともに、直面する課題に人的リソースを効果的に投入することにより、行政サービスの質を保ちながら、効率的な行政組織の構築を図る。

取組事項	取組内容
民間活力の導入による業務効率化と維持管理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集業務の民間委託 ・上下水道局料金徴収等包括業務委託 ・下水道施設包括的管理業務委託 ・指定管理者の有効活用（再掲） ・公共施設包括管理業務委託の導入検討（再掲）
効率的な組織体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな行政課題に対応した組織体制 ・意思決定、業務遂行の迅速化、効率化 (プロジェクトチームの編成等、部局横断的な執行体制の運用)
多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・職員個々のライフプランに応じた働き方を推進 (育児部分休業や定年引上げに伴う定年前再任用短時間勤務等)

(3) 新たな行政課題に対応できる人材の育成・活用

- ・職員の課題解決能力や市民目線に立った接遇能力の向上を図るとともに、多様な人材の活用や適材適所の職員配置などを進めることにより、新たな行政課題に積極的に挑戦する意欲と能力を持った職員を育成・確保する。

取組事項	取組内容
人材育成、多様な人材の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成の推進 (適性に応じたジョブローテーション及び若手職員の成長促進のための研修による職員スキルのアップ、官民連携による専門人材育成) ・社会人経験、知識、技能などを有する多様な人材の確保 (通年募集型採用試験の実施) ・外部人材の活用（地域おこし協力隊の活動支援、企業・民間人材との連携）
最適な人員配置・職員構造	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な職種の確保及び職員の継続的採用によるサービス提供体制維持

2 市有財産の最適化と施設マネジメントの推進

現況と課題

- ・施設の更新にかかる費用の長期的な試算からは、現在保有している全ての施設を維持することが難しい状況である。
- ・今後も維持していく施設について、施設管理コストや更新費用の縮減を図ることが課題であり、特に更新にあたっては、既存施設の有効活用等による、機能の確保についても検討していくことが重要である。

取組目標

- ・施設サービス機能の最適化に向け、人口減少などを踏まえた利用動向や、維持に必要なコストなどについての中長期的な見通しや広域的利用の視点を持ち、市有財産の保有量を行政運営に必要な水準に合わせる。
- ・市民生活のライフラインとなる道路、橋梁、上下水道等のインフラ資産を適切に維持管理する。
- ・施設維持のためのコスト意識を市民と共有することで、管理手法の簡素化や多様化を図るとともに、民間施設の賃借など、行政が直接保有しなくても機能を提供できる手法を検討する。

取組項目

(1) 施設総量の適正化

- ・今後の人口動向や地域社会の変化も見据えたうえで、公共施設マネジメントの基本方針を念頭に、必要と考えられる公共施設については、その機能維持を図るとともに、施設サービスに対するニーズの変化等に応じ、スクラップ&ビルドの観点から、周辺施設や類似施設との機能統合による集約・整理等による公共施設再編を進める。

取組事項	取組内容
合理的な施設機能配置、集約、複合化	<ul style="list-style-type: none">・公共施設再編計画の推進・個別計画、個別方針を新たに策定し、計画的な施設再編を推進 (スポーツ施設、保育園・認定こども園)・今後の具体的な進め方の検討や実行計画の策定 (市立学校、公民館、公営住宅)・高岡市立博物館の再編 (高岡市美術館との一体的整備に向けた検討)
施設の機能転換・処分	<ul style="list-style-type: none">・再編後の施設・土地の機能転換・処分の検討

(2) 長寿命化の推進

- ・今後も保有し続ける必要がある施設や市民生活のライフラインとなる道路、橋梁、上・下水道等の基幹的インフラ資産について、安全に、安心して使用し続けられるよう、適切な維持管理に努めるとともに、長寿命化計画等に基づき修繕や更新に計画的に取り組む。

取組事項	取組内容
道路、橋梁、上下水道の長寿命化	・橋梁の長寿命化推進 ・上下水道施設整備の推進（施設・管路の老朽化等への対応）

(3) 施設の有効活用

- ・施設の利用実態などを踏まえ、維持管理コストの削減を図るとともに、整備・管理運営等にあたり、効率性と市民サービスの維持・向上の両立が期待できる場合については、民間事業者等の資金やノウハウを積極的に活用し、効率的で良質な公共サービスの提供を図る。

取組事項	取組内容
民間活力の活用推進	・PPP/PFI ^{※6} 手法の検討 ・指定管理者制度 ^{※7} の有効活用 ・公共施設包括管理業務委託 ^{※8} の導入検討
未利用財産の売却、公有財産の余裕空間活用	・未利用資産の活用推進

※6 PPP(Public Private Partnership)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。指定管理者制度や包括的民間委託、PFI(Private Finance Initiative)を含む。

※7 指定管理者制度

多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用し、住民サービスの向上、行政コストの節減等を図ることを目的とした制度。

※8 公共施設包括管理業務委託

施設ごとや業務ごとに発注していた保守点検、清掃、小修繕等の管理業務を一括して事業者へ委託し、業務水準の向上や管理業務の効率化を図るもの。

3 市民の新たな挑戦と市民生活の安定を支える財政運営

現況と課題

- ・今後の収支均衡した財政運営に一定程度の見通しは立ったものの、市債残高の水準は類似団体に比べ高い状況が続く。
- ・今後、令和6年度から8年度にかけて大規模事業が予定されており、予算規模の増大が見込まれるため、増加する財政需要に対応できるよう財源を確保する必要がある。

取組目標

- ・地域の活力の創出や新たな行政課題への対応を念頭に「歳入に相応した歳出」を原則として自主的な財政運営を行う。
- ・中長期的な見通しを持って投資的経費の平準化、市債発行の適正化を図る。

取組項目

(1) 弾力的で持続可能な財政構造の確立

- ・国・県からの補助金等や市債以外の財源の確保に努めるとともに、民間活力の創出等による税源の充実を図り、社会情勢の変化に伴う新たな行政需要にも柔軟に対応できる弾力的な財政構造を確立する。
- ・単年度の市債（事業債）発行額の上限を定めるなど、市債発行の適正化を図るとともに、一時的に一般財源需要増が見込まれる場合に備え、計画的に年度間の財源不均衡を調整するための基金を積み立て、活用する。

取組事項	取組内容
市債の適正管理	・事業債発行限度額の設定【目標：45億円/年】 ・繰上償還の実施
基金の適正管理	・財政調整基金、減債基金、公共施設等整備改修基金の残高確保 【R9目標：3基金合計で約40億円（標準財政規模 ^{※9} 比概ね10%）】

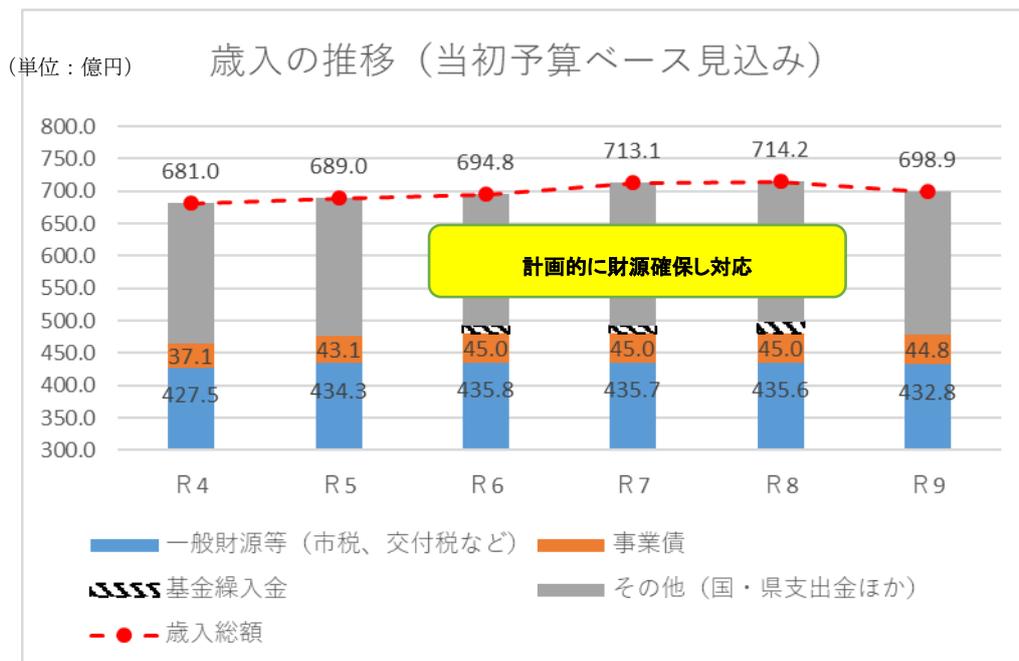
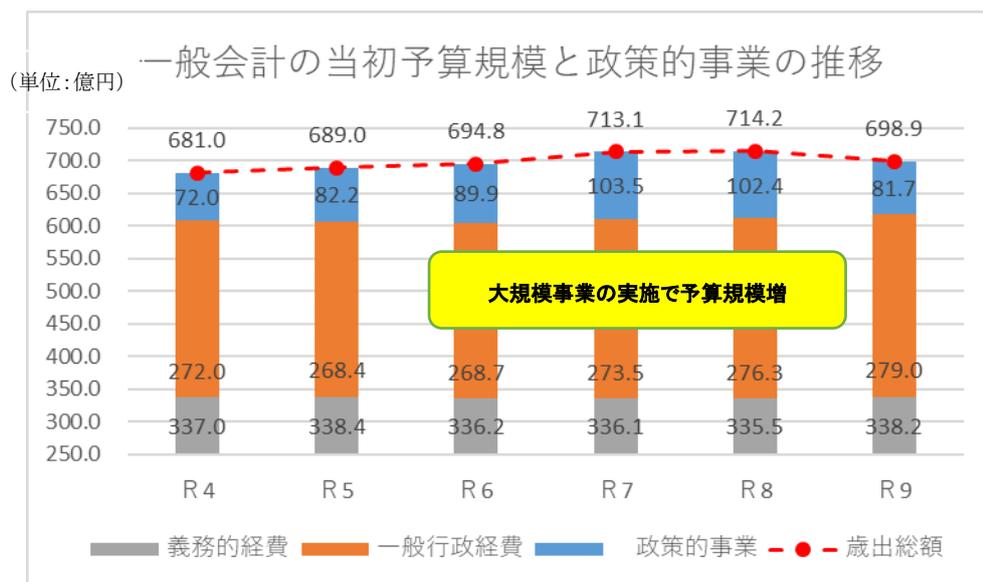
※9 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの（参考：高岡市の令和3年の標準財政規模は約406億円）

【今後5カ年の財政見通し】

今後、令和6年度から8年度にかけて、大規模事業の実施に伴い、予算規模の増大が見込まれるため、増加する財政需要に対応する財源を確保する必要がある。

大規模事業には市債（事業債）を発行して充当することになるが、事業債発行額は45億円を限度として抑制するため、その期間に対応するため、計画的に基金積立し、活用することとしている。



(2) 事業の選択と集中

- ・限られた財源の使途について、事業目的や行政に求められる役割との整合性、受益と負担の公平性の確保、効果や効率性などの観点から検証を行い、必要なものに絞り込んだうえで重点的に配分するなど、選択と集中を図り、複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応する。

取組事項	取組内容
市民の挑戦を支える 政策立案	<ul style="list-style-type: none"> ・事業見直しを前提とした新たな行政課題に対応した予算要求枠の設定 ・補助金ガイドラインの活用による市民ニーズに対応した補助制度の運用
セグメント分析 ^{※10} の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・セグメント分析^{※10}データ作成の統一化、マニュアル化 ・使用料、手数料の適正化による施設等利用促進

※10 セグメント分析

施設運営、事業活動等に係るより細かい単位での財務書類を作成し、コスト等の分析すること。

(3) 新たな歳入の確保、稼ぐ力の充実

- ・市税について、引き続き適正課税に努めるとともに、納期内納付の推進と滞納処分の実施により、収納率の向上を図る。
- ・財源確保の観点から、未利用となっている公有財産については、売却等の処分を進めるとともに、賃貸を含めた様々な視点からも検討を進める。
- ・ふるさと納税に関する取り組みを強化するとともに、新たな歳入の確保に努め、本市の「稼ぐ力」を強化する。

取組事項	取組内容
市税等収納確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ・納税しやすい環境の整備（スマホ収納対応アプリの拡大、電子納税の税目拡大等） 【R9目標：収納率 96.2%】
新たな歳入確保策の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税の取り組み強化 ・ネーミングライツ^{※11}の検討
未利用財産の売却、 公有財産の余裕空間活用	<ul style="list-style-type: none"> ・未利用資産の活用推進（再掲）

※11 ネーミングライツ

市有施設等の名称に愛称を付与する権利

4 多様な主体との共創・連携による市民サービスの構築

現況と課題

- ・人口減少や高齢化の進展により、各地域における状況や課題が多様化してきている。そのため、行政による一律的な対応では、住民ニーズに十分に答えることが難しくなっていることから、地域の暮らしを維持していくためには、地域で自主的な課題解決を行う多機能地域自治など新たな取組みが必要となる。
- ・行政サービスの安定的な供給と、多様化する課題を解決していくため、地域以外にも企業、NPO等の団体、学生や女性などとの重層的なパートナーシップの構築が必要となる。

取組目標

- ・市民や団体、地域、企業、行政が多角的に連携することを通じて、地域の課題に対する対応への方向性や具体的な取組みを明確に認識、共有し、新たなまちの魅力や価値を創り上げていく「共創」の取組みを推進する。
- ・デジタル技術の駆使や官民連携により、地域課題解決や市民サービスの利便性向上に向けた様々な手法を考え、実行する。
- ・市民や地域が必要とする情報を適時・適切に発信する。

取組項目

(1) 市民が主役の地域づくり

- ・住民の暮らしを支える地域活動を維持していくため、地域人材の育成と活用に取り組む。また、地域が主体の持続可能な地域のあり方について検討する。

取組事項	取組内容
地域人材の育成、支援	<ul style="list-style-type: none">・連合自治会等が行う人材育成への支援・地域おこし協力隊の活動支援
地域活動への支援	<ul style="list-style-type: none">・多機能地域自治^{※12}への移行促進【～R8目標：多機能地域自治組織の結成に向けた取組み開催地区数 36 地区】・自治会運営のデジタル化支援

※12 多機能地域自治

小規模ながらも様々な機能を持った住民自治の形である「小規模多機能自治」の考えを基に、地域のあらゆる団体が結集することにより、地域活動の効率化を図るとともに、自ら地域課題を解決していく仕組み。

(2) パートナーシップによる課題解決

- ・公共サービスの担い手の多様化を進め、行政のみでは解決が困難な課題やニーズに対し、民間事業者等の知見や人的・物的資源を活用しながら対応していく。

取組事項	取組内容
地域や企業が主体的に取り組む課題解決への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業との包括連携協定^{※13}締結による各種連携事業の推進 【毎年度：包括連携協定を締結している企業との新たな取組みの実施】 ・外部人材との連携による課題解決の取組みへの支援 ・地域課題を民間の発想で解決する取組みへの支援 ・「高岡型コミュニティ交通^{※14}」の確立を目指した地域の実情に応じた地域交通システムの導入エリアの拡大

※13 包括連携協定

地域課題解決や市民サービス向上等を目的に、幅広い分野において、自治体と民間企業等が連携して取り組む協定。

※14 高岡型コミュニティ交通

中心市街地と周辺市街地とを繋ぐ鉄軌道や路線バスといった骨格的公共交通の維持に努めながら、これらと地域とを市民協働型地域交通システムによって繋ぎ、市域全体の移動利便性を高めていく交通ネットワークの形。

(3) 市民と一緒に考える高岡の未来

- ・市民との共創、市民の市政への参加を推進するため、市民が必要とする情報を適時・適切に発信できるよう、情報の内容や緊急度、対象となる市民の年代層等に応じた情報媒体（広報紙やHP、各種SNS等）を活用した情報提供に努める。
- ・市民ニーズを的確に行政運営に反映させるため、市民と直接対話する機会の充実を図るとともに、デジタルを活用し市の取組みの状況等をわかりやすく伝える「見える化」の取組みを進めるなど、必要な行政情報を積極的に発信することにより、透明性の高い市政の推進に努める。

取組事項	取組内容
市民に届く情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS等を活用した市民の意見やニーズの把握 ・多様な情報発信手段の確保 <p>（「市民と市政」の発行及びホームページ・SNS等を活用した情報発信）</p>
市民との直接対話	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップの開催等

資料編

- 1 高岡市行財政改革市民懇話会設置要綱
- 2 高岡市行財政改革市民懇話会委員名簿
- 3 高岡市行財政改革推進本部設置要綱

高岡市行財政改革市民懇話会設置要綱

(設置)

第1条 新しい時代に対応した簡素で効率的な行財政運営、健全な財政運営、市民に開かれた行政をより一層推進するため、高岡市行財政改革市民懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、本市の行財政運営の推進のための基本的事項について審議し、意見や提言を述べることとする。

(構成)

第3条 懇話会の委員は、15人以内をもって構成する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、その任期満了後において、後任の委員が委嘱されるまでの間、その職務を行うことができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

(検討部会)

第7条 特定の事項を調査審議するため、懇話会に検討部会を置くことができる。

2 検討部会の委員は、懇話会の委員のうちから会長が指名する。

3 検討部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する。

4 部会長が必要と認めた場合は、検討部会の委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、会長が懇話会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

高岡市行財政改革市民懇話会委員名簿

No.	氏 名	団体・役職等
1	アオエ タクイチロウ 青江 威一郎	合同会社青江堂代表
2	イワモト タケン 岩本 健嗣	富山県立大学工学部情報システム工学科准教授
3	ウマヒ シンイチロウ 宇波 真一郎	高岡市連合自治会副会長
4	シバ ヨシヒロ 柴 義公	公認会計士
5	○スガノ カツシ 菅野 克志	高岡商工会議所副会頭
6	◎ナカムラ カズユキ 中村 和之	富山大学副学長・経済学部教授
7	ヒロサワ アキコ 広沢 晶子	司法書士・行政書士
8	ミヤハラ リエコ 宮原 吏英子	日本政策投資銀行北陸支店副調査役
9	ヤサカ リアキ 八坂 徳明	高岡法科大学法学部教授
10	ヨシダ ユミ 吉田 由美	協和マシン株式会社経理部・海外業務部リーダー

◎…会長、○副会長

高岡市行財政改革推進本部設置要綱

平成17年12月13日施行
平成19年 4月 1日改正
平成21年 6月20日改正
平成21年10月 1日改正
平成22年 4月 1日改正
平成24年 2月16日改正
平成24年 4月 1日改正
平成25年11月30日改正
平成26年 4月 1日改正
平成27年 4月 1日改正
平成29年 4月 1日改正
平成30年 4月 1日改正
平成30年 4月24日改正
令和 3年 4月 1日改正
令和 4年 4月 1日改正

(設置)

第1条 行財政改革の推進を図るため、高岡市行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、行財政改革の推進に係る重要事項に関することとする。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 本部に補助組織として幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、代表幹事及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、総務部長をもって充てる。

4 代表幹事は、未来政策部長をもって充てる。

5 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

6 幹事長は、必要に応じて担当課長の出席を求めることができる。

7 幹事会は、本部長の指示に基づき、必要な事項を協議する。

(作業部会)

第7条 本部に作業部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 本部に事務局を置き、事務局長及び事務局員をもって組織する。

2 事務局長は、総務部長をもって充てる。

3 事務局員は、別表第3に掲げる者をもって充てる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月13日から施行する。
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
この要綱は、平成21年6月20日から施行する。
この要綱は、平成21年10月1日から施行する。
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
この要綱は、平成24年2月16日から施行する。
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
この要綱は、平成25年11月30日から施行する。
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
この要綱は、平成30年4月24日から施行する。
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

教育長 上下水道事業管理者 市民病院長 未来政策部長 未来政策部政策監 総務部長 産業振興部長 生活環境文化部長 福祉保健部長 都市創造部長 市民病院事務局長 会計管理者 消防長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長 議会事務局長
--

別表第2（第6条関係）

未来政策部次長 総務部次長 産業振興部次長 生活環境文化部次長 福祉保健部次長 都市創造部次長 消防本部次長 教育委員会事務局教育次長 上下水道局次長
--

別表第3（第8条関係）

総務部次長 未来課長 人事課長 財政課長
